

【2023/10/1以降】新型コロナ疑い患者・陽性患者に対する診療での算定可否一覧

2023/10/1時点

※「★」がついているカテゴリの点数は、疑い患者・陽性患者どちらも算定できる。その他のカテゴリの点数は陽性患者のみ算定できる。

カテゴリ	診療行為名称	点数	算定要件等	外来		電話等		在宅		備考	
				初診・再診	電話	情報通信機器	往診	訪問診療			
基本診療料等★	通常	初診	初診料	288		初診時○	-	-	初診時○	-	
		初診料(情報通信機器)	251	オンライン診療の施設基準を届出済の場合	-	-	初診時○	-	-	-	
	再診	再診料	73		再診時○	-	-	-	再診時○	-	
		電話等再診料 ※1	73		-	再診時○	-	-	-	-	
	在宅	再診料(情報通信機器)	73	オンライン診療の施設基準を届出済の場合	-	-	再診時○	-	-	-	
		往診料	720		-	-	-	○	-	-	
	訪問診療料	各点数		-	-	-	-	-	○		
感染防止対策★	特定疾患療養管理料(100床未満の病院)(特例)(10月以降)	147	外来	受入患者を限定しない外来対応医療機関として自治体のHPで公表されており、必要な感染予防策を講じて診療した場合	○	-	-	-	-	-	
	夜間・早朝等加算(特例)(10月以降)	50	外来	受入患者を限定しない外来対応医療機関ではないが、必要な感染予防策を講じて診療した場合	○	-	-	-	-	-	
	看護配置加算(特例)(10月以降)	50	在宅	必要な感染予防策を講じて診療した場合	-	-	-	○	○		
陽性患者の治療・指導	院内トリアージ実施料(在宅)(緊急往診等)(特例)(10月以降)	300		陽性患者にコロナに係る往診・訪問診療を実施した場合	-	-	-	○	○	同一患者の2人目以降も算定可	
	在宅酸素療法指導管理料(その他)(特例) ※2	2,400		陽性患者に在宅酸素療法に関する指導管理を行った場合	○	-	-	○	○	使用した物品等に応じて酸素ボンベ加算等を算定可	
施設入居の陽性患者治療	救急医療管理加算1(施設内療養・緊急の往診等)(特例)	950		介護医療院・老健・特養入所者から緊急に求められ往診した場合	-	-	-	○	-		
	院内トリアージ実施料(オンライン)(特例)(10月以降)	300		介護医療院・老健・特養入所者に看護職員と共にオンラインで診療した場合	-	-	○	-	-		
	看護配置加算(特例)(10月以降)	50		介護医療院・老健・特養入所者の併設医療機関の医師や配置医師が往診・訪問診療を実施した場合	-	-	-	○	○		
罹患後症状	特定疾患療養管理料(100床未満・罹患後症状持続)(特例)	147		罹患後症状を診察すると自治体HPで公表されている医療機関で診断後3ヶ月以上経過&罹患後症状2ヶ月以上持続時に診療方針の判断や精密検査・専門医への紹介を行った場合	○	-	-	-	○	3月に1回算定可 2024/3/31まで	
入院調整	療養情報提供加算(特例)(10月以降)	100		入院調整を行った上で入院医療機関に紹介した場合に診療情報提供料(I)と併せて算定	○	-	-	○	○	診療情報提供料(I)が包括される場合も算定可	

・特例点数は準用のため「100床未満」「病院」等の文言が入っているが、算定要件を満たせば、診療所をはじめ全ての医療機関で算定できる。

・検査や投薬が包括される医学管理等を算定した場合や介護医療院・老健に入所中であっても、新型コロナの検査の検査料・判断料や治療薬の薬剤料は別で算定できる。

※1: 2023年8月1日以降、電話診療による処方ではできない。

※2: 介護医療院・老健・特養入所者においても算定できる。